

沖縄県の景観検討の取組

(沖縄県景観評価システムの概要)

沖縄県土木建築部
都市計画・モノレール課景観形成班

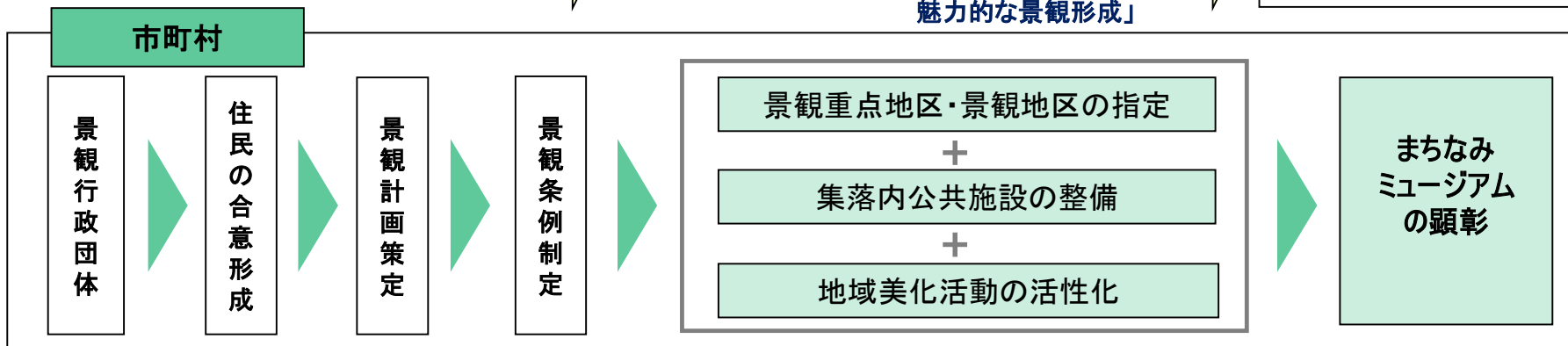
沖縄らしい風景づくり支援事業について

【目的】 沖縄らしく美しいまちなみ景観の保全・創出

平成24年4月 改正沖縄振興特別措置法
第84条の2 良好な景観の形成 に位置づけ
平成24年5月 沖縄21世紀ビジョン基本計画
「価値創造のまちづくり」に位置づけ

令和4年3月 改正沖縄振興特別措置法
第78条 良好な景観の形成
令和4年5月 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画
「沖縄固有の景観・風景・風土を重視した
魅力的な景観形成」

沖縄らしい風景づくり
支援事業



連携

県

R4~R13 沖縄らしい風景づくり支援事業

シンポジウム、広報等、県民意識の向上

(H24~実施)

景観に係る人材育成 (地域景観リーダー、風景づくりサポーター)

(H24実施計画作成、H25~実施)

公共事業における景観評価システム構築・運用 (道路・河川・営繕・港湾・海岸事業等)

(H24システム案作成、H25~試行、H29~実施)

景観向上に係る建築技術等研究開発 (良好な沿道緑化等)

(H24実施計画作成、H26~28実施)

景観向上行動計画、風景づくり推進協議会の活用

(H24行動計画策定、R4改定)

景観行政団体の移行促進、大規模行為に関する審査等

景観評価システム

景観評価システムとは・・・

事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組み

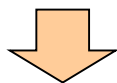
平成15年 美しい国づくり政策大綱

15の具体的施策の中に

「公共事業における景観アセスメント(景観評価)システムの確立」と位置づけ

平成16年 景観法成立

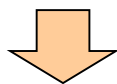
国会附帯決議に「景観アセスメントシステムの早期確立」



国土交通省 : 平成19年度から本格運用

沖縄総合事務局 : 平成24年度から本格運用

県では景観形成に関するガイドライン(指針)は存在するが、実際に活用する体制(システム)が未整備
(指針)【平成7年】土木施設景観形成技術指針(案) 【平成11年】公共建築物景観形成マニュアル



沖縄県 : 平成29年度から本格運用

沖縄県景観評価システムの構築について

目的

○公共事業におけるライフサイクル全体をととして景観評価を行うことにより、**景観に配慮された良質な公共空間を創出**することを目的とする。

○地域の景観形成を先導する公共事業において景観評価システムを実施することにより、**住民が誇りと愛着の持てる魅力的な景観形成を推進**し、ひいては質の高い観光地形成に寄与するものである。

景観評価システムの位置づけ

沖縄振興特別措置法 **第78条 良好な景観の形成**

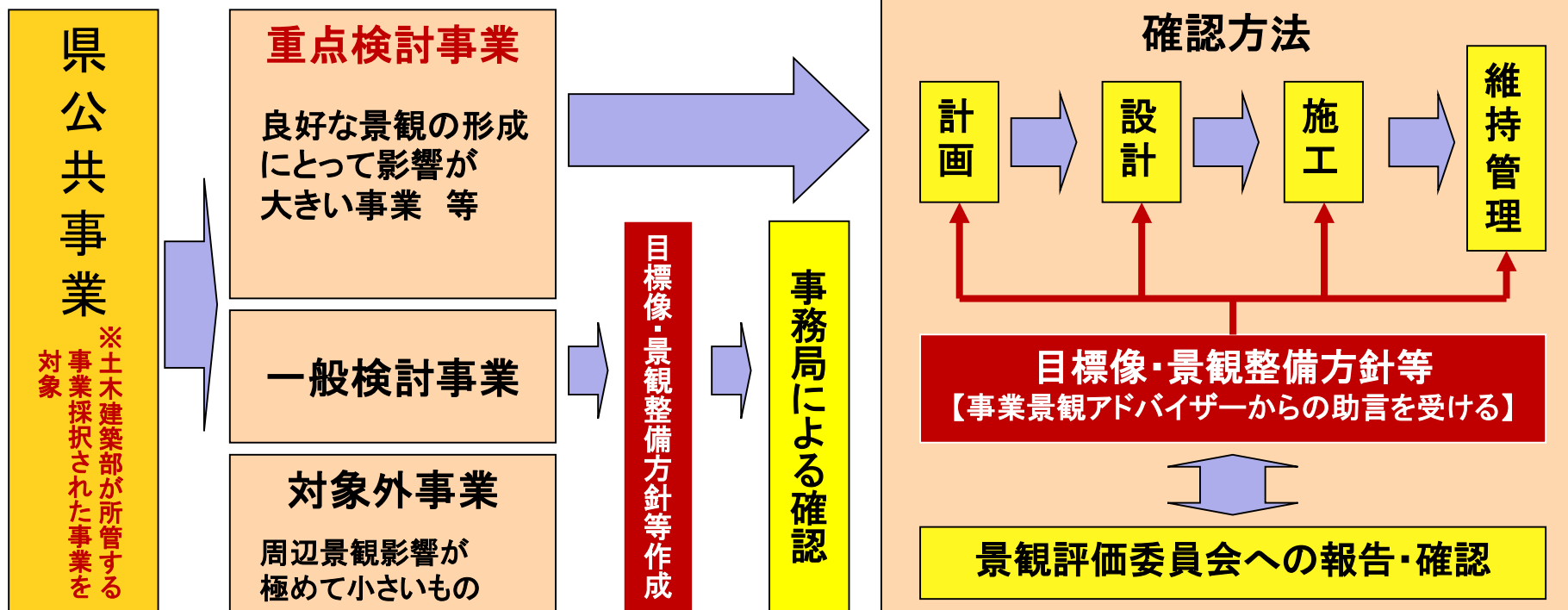
新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

1. 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島を目指して
(5) 悠久の歴史や伝統文化に育まれた魅力ある空間と風土の形成

【施策展開】イ 沖縄の歴史と景観に配慮した千年悠久のまちづくり

- ①沖縄固有の景観・風景・風土を重視した魅力的な景観形成
- ・**景観アセスメントの実施、潤いのある公共空間の形成**

沖縄県景観評価システム



沖縄県景観評価委員会 対象事業一覧

	試行段階					本格運用							計
	H25	H26	H27	H28	計	H29	H30	R1	R2	R3	R4(予定)	計	
道路	糸満与那原線【設計】	糸満与那原線【設計】		勝連半島南側道路【計画】	10	勝連半島南側道路【計画】	勝連半島南側道路【計画】	勝連半島南側道路【計画】		沖縄環状線(池武当工区)【計画】	池武当高架橋(仮称)【計画】	22	
	名護本部線【設計】		名護本部線渡久地橋【設計】			豊見城糸満線【計画】	豊見城糸満線【計画・設計】	豊見城糸満線川尻橋【計画】	豊見城糸満線【設計】	豊見城糸満線川尻橋【設計】	池武当高架橋(仮称)【設計】		
	龍潭線【設計】									南部東道路JCT【計画】	南部東道路JCT【計画】		
	浦添西原線【設計】								県道20号線・中城湾港臨港道路(泡瀬区間)【設計】		南部東道路JCT【設計】		南部東道路橋梁【設計】
		城間前田線【設計】	城間前田線【設計】						平良下地島空港線【設計】	平良下地島空港線【設計】	平良下地島空港線【施工】		平良下地島空港線【施工】
			奥武山米須線【計画】								石垣空港線【設計】		那覇空港線【設計】
河川		比謝川【設計】	比謝川【設計】	比謝川【設計】	6	謝名堂川【設計】	小波津川【設計】		小波津川【設計】	小波津川【設計】	小波津川【設計】	6	
		報得川【設計】	報得川【設計】	田原川【計画】		田原川【計画】							
公共建築		名護高校【設計】	名護高校【設計】	てだこ浦西駅P&R【計画】	9	てだこ浦西駅P&R駐車場【設計】	兼城港旅客ターミナルビル【設計】	県営高原団地【設計】	県営砂辺団地【計画】		県営高原団地【施工】	13	
		県営新川団地【設計】	陽明高校【設計】	陽明高校【設計】		那覇A特別支援学校【計画】	那覇A特別支援学校【設計】		県営牧港団地【計画】	県営牧港団地【設計】	県営砂辺団地【設計】		
		県立八重山病院【設計】	中城公園展望台【設計】							県防災危機管理センター棟【計画】	県防災危機管理センター棟【設計】		
			家畜衛生試験場【設計】								首里城公園管理棟【計画】		
港湾			粟国港【設計】	座間味港【設計】	2	水納港【設計】	水納港【設計】			水納港【設計】		3	
海岸				伊佐海岸【設計】	1	伊佐海岸【設計】			船浮港海岸【設計】			5	
						川平海岸【計画】	川平海岸【計画】		川平海岸【設計】				
その他					0		宮古広域公園【計画】					1	
計	4	7	10	7	28	9	8	5	8	10		50	

景観評価システムの景観検討ツール等

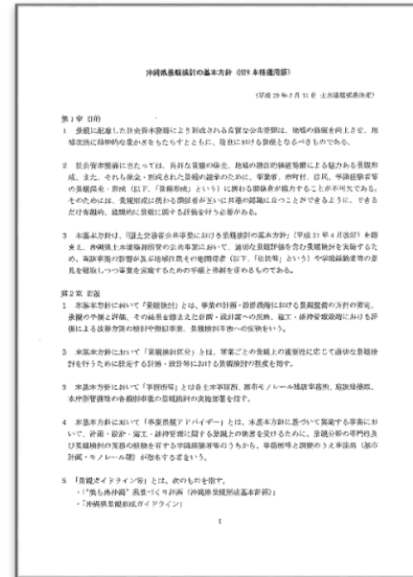
○沖縄県 景観検討の基本方針

・「国土交通省公共事業における景観検討の基本方針」(平成21年4月改訂)を踏まえ、沖縄県土木建築部所管の公共事業において、適切な景観評価を含む景観検討を実施するため、当該事業の影響が及ぶ地域住民その他関係者や学識経験者等の意見を聴取しつつ事業を実施するための**手順と体制を定めたもの**

○沖縄県 景観評価システム実施要領

・「沖縄県の景観検討の**基本方針**」の解説
・参考資料編には、「景観形成ガイドライン等一覧」や「検討体制図の様式」などを整理

沖縄県景観検討の基本方針



景観評価システムの景観検討ツール等



○景観チェックリスト及び景観チェックリスト等解説書

- ・事業担当者及びコンサルタントが円滑に景観検討を進めるためのツールとして作成
景観検討の考え方や手順を示すガイドライン（マニュアルではない）を事業分野別で作成

事業分野	景観チェックリスト及び 景観チェックリスト等解説書の有無
道路	○
河川	○
港湾	○
海岸	○
公共建築	○
公園	－（道路と公共建築で対応）
ダム	－（公共建築で対応）
砂防	－（河川で対応）
空港	－（公共建築で対応）
下水道	－（公共建築で対応）

(4) 計画段階における確認事項（自然域、中間域）

1) 線形計画における確認事項

○ 線形計画における景観的ポイント

道路と周辺環境との関係を決定づけるのが道路線形であり、道路空間の質は道路線形でほぼ決まると言われている。したがって、線形計画では、線形が道路景観の良否を決定することを強く意識しながら、総合的に検討することが求められる。

○ 線形計画における確認事項

1. 自然地形に馴染んだ線形計画が行われているか

【解説】
道路の線形計画では、線形を常に立体的に捉えながら、自然環境への影響を最小化する「地形に馴染む線形」を見出し、優れた道路景観の骨格を決定する必要がある。具体的には、次の2点に配慮が求められる。

① 道路線形は大スケールの等高線の曲がり具合に概ね等しいか、それより大きい平面曲線半径を選択する。

② 縦断線形は、高さのコントロールポイントに留意しつつ、地盤高と計画高との差が小さくなるように計画する。

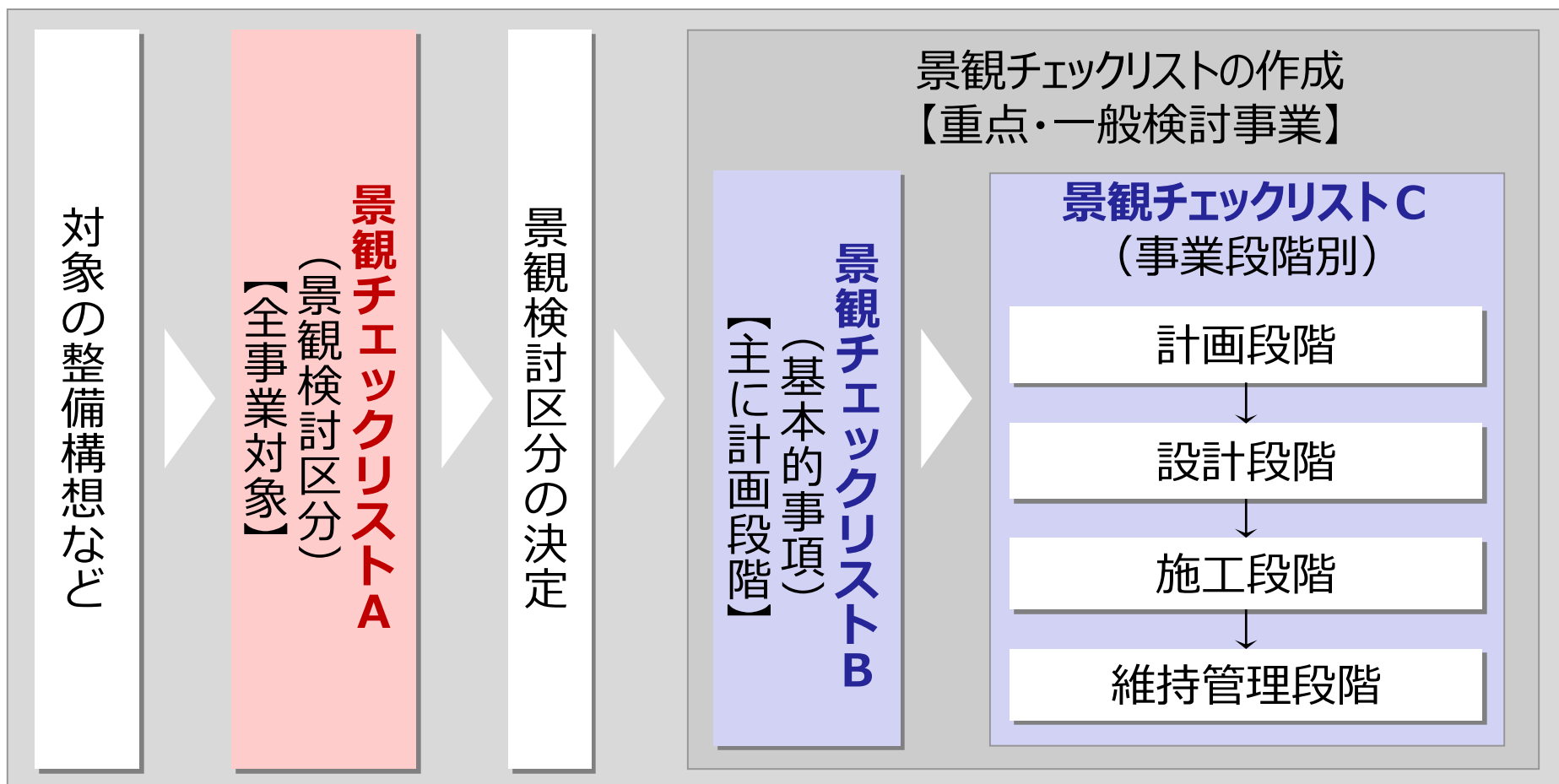
蛇行を繰り返す海岸線の道路 緩やか上下する田園地帯の道路

図①②、写真③④の出版
沖縄県土木施設景観形成技術指針 沖縄県土木建築部

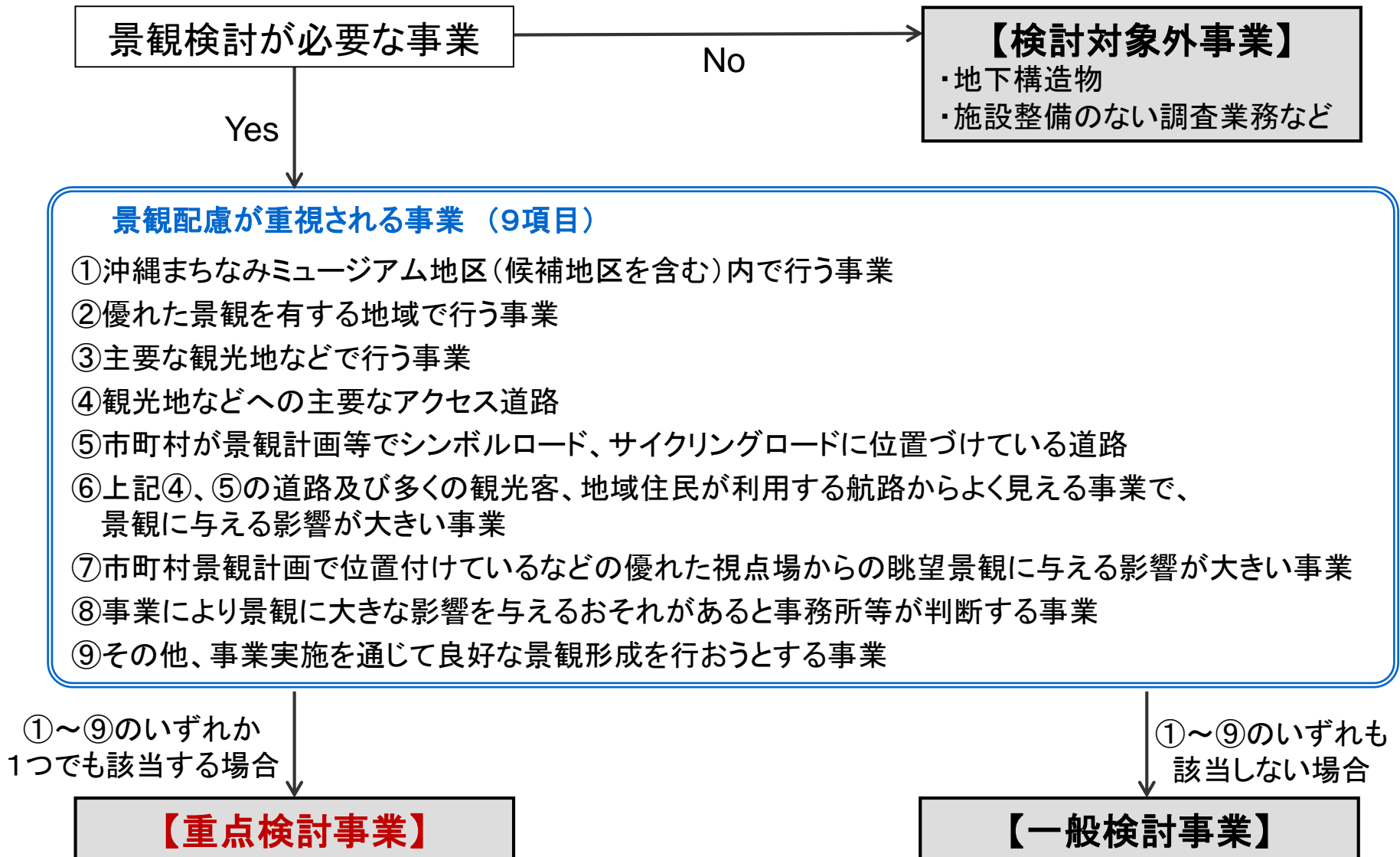
道路事業の解説書

景観評価システムの流れ

景観評価システムは、**事業の景観検討区分のチェック（A）**、**事業進捗状況に応じたチェック（B、C）**の2段階にわたって行い、それぞれの段階で専用のチェックリストを作成する。



景観検討区分の区分方法（景観チェックリストA）



景観検討区分の決定

各事業の景観検討区分は、事務所等が原案を作成し、事務局において関係者及び景観評価委員会の意見を踏まえて決定する。

検討の前年度	予算 要望前	<p>事業実施担当者が景観チェックリスト A を用いて景観検討区分（案）を作成 ※一般検討事業又は検討対象外事業に区分する場合は、確認ができる資料が必要</p> <p>本庁所管課、事務局、市町村等の意見を聞いて、景観検討区分（案）を修正</p> <p>土木事務所等景観検討会議で、景観検討区分（案）を確認</p> <p>沖縄県景観評価委員会で景観検討区分（案）を確認</p> <p>事務局が景観検討区分を決定</p> <p>景観検討区分に基づき予算要望を行う ※重点検討事業は景観検討に際し、景観予測資料の作成、専門家への確認が必須となるため、これらも含めた予算を確保</p>
	12月頃	予算確定
	1月頃	事務所等は、予算が確保できた事業について、景観検討区分一覧表を事務局に報告

景観チェックリストB（基本的事項）

計画段階で作成する「基本的事項のチェックリストB」は全事業分野共通
各チェック項目について、確認の仕方（プロセス）を記入

- ✓ 確認欄：◎地元市町村に確認済、○事業担当箇所を確認済、×未確認
- ✓ 確認体制・時期：アドバイス会議、景観検討会議等（確認年月）
- ✓ 確認内容がわかる資料を添付し、チェックリストには該当ページ数を記入

STEP1

地域を知る

- 1) 土地利用
- 2) 地歴
- 3) 上位・関連計画
- 4) 関連事業
- 5) 法規制
- 6) 地域特性のまとめ

STEP2

分析する

- 7) 景観資源
- 8) ランドマーク
- 9) 視点場（見る場所）
- 10) 対象の見え方
- 11) 視点（利用者・見る人）
- 12) 配慮事項のまとめ

STEP3

目標像をつくる

- 13) 対象の位置づけ
- 14) 目標像のまとめ

景観チェックリストC (計画段階)

道路事業編

(自然域、中間域)

(都市域)

	チェック項目
1) 線形計画	1. 自然地形に馴染んだ線形計画が行われているか
	2. 地形改変の最小化は図られているか
	3. 沿道の土地利用や道路網整備との整合性に配慮したか
	4. 周辺の景観資源の取り込みは検討されているか
	5. 内部景観の単調さの緩和に配慮したか
	6. 平面線形の連続性は確保されているか
	7. 縦断線形の連続性は確保されているか
	8. 平面、縦断線形の位相の調和はとれているか
2) 横断計画	9. 地形との馴染みに配慮したか
	10. 周辺の景観資源の取り込みは検討されているか
	11. 歩行者、自転車に対する安全性、利便性、快適性に関する向上策を検討したか
3) 道路構造の選択	12. 自然植生は保全されているか
	13. 野生動物の生息域の分断は回避されているか
4) 計画全般	14. 対象地域の景観形成における位置付けに配慮した道路構造の選定を行ったか
	15. 計画方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか
	16. 道路と沿道との一体整備や連携の進め方について検討したか
	17. 設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか

	チェック項目
1) 線形計画	1. 周辺の景観資源の取り込みに配慮したか
	2. ランドマークやシンボル施設となる景観資源との平面上的位置関係に配慮したか
	3. ランドマークやシンボル施設となる景観資源との縦断上の位置関係に配慮したか
2) 横断計画	4. 道路の性格(格)に相応しい道路空間のプロポーションになっているか
	5. 歩行者、自転車に対する安全性、利便性、快適性に関する向上策を検討したか
3) 道路構造の選択	6. 多様な視点に配慮したか
	7. 周辺の街並みや建造物などの景観資源に配慮した道路構造の選定を行っているか
	8. 設置場所の空間的なおさまりに配慮したか
4) 計画全般	9. 計画方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか
	10. 道路と沿道との一体整備や連携の進め方について検討したか
	11. 設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか

確認欄：◎ 確認し配慮済 (地元市町村に確認済) ○ 確認し配慮済 (事業担当課で確認済) △ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

景観チェックリストC (設計段階)

	チェック項目
5) 土工	1. 既存樹林、樹木は保全されているか
	2. 既存樹林の移植を検討したか
	3. 表土の活用を検討したか
	4. 自然植生の回復に配慮したか
	5. 自生種による法面の樹林化を検討したか
	6. 周辺地形との連続性は確保されているか
6) 擁壁	7. 切土盛土法面の連続性は確保されているか
	8. 自然景観との馴染みに配慮したか
	9. 擁壁の威圧感、単調さの緩和に配慮したか
7) トンネル 函渠 覆道	10. 連続性に配慮した擁壁の全体形状としたか
	11. 自然景観との調和に配慮したか (坑口周辺)
	12. 坑内進入時の心理的抵抗の軽減に配慮したか
	13. 坑内の快適性に配慮したか
	14. 内部景観の見通し、見晴らしに配慮したか
	15. 土工とのおさまりに配慮したか
	16. 開口部の煩雑感に配慮したか
	17. 落下物防止柵などの付属物の形状、色彩に配慮したか
	18. 前後の擁壁との連続性に配慮したか
	8) 橋梁 歩道橋 跨道橋
20. 地形改変の最小化に配慮し下部工の位置を決めたか	
21. ドライバーの心理的な影響に配慮し、下部工の位置を検討したか	
22. 上下部工の視覚的なバランスに配慮し支間割を決めたか	
23. 桁形状に配慮したか	
24. 桁の側面形状 (シルエット) に配慮したか	
25. スリムな橋脚形状に配慮したか	
26. 目立たない検査路の設置方法としたか	
27. 排水管などによる煩雑感の緩和に配慮したか	
28. 歩道の幅員に配慮した階段、昇降施設の配置形状となっているか	
29. ユニバーサルデザインに配慮したか	
30. 橋台と土工とのおさまりに配慮したか	
31. 橋台と桁との連続性を確保したか	
32. 橋梁の利用面から橋上広場 (アルコーブなど) を設置する場合、上部工と下部工との一体感、橋全体のバランスに配慮したか	
33. 橋梁用防護柵 (落橋防止柵、投物防止柵など含む) の検討に際しては、眺望性の確保などに配慮したか	
9) 歩道	34. 照明の検討に際しては、連続性や橋梁との一体感などに配慮したか
	35. 周辺環境に配慮した橋梁の色彩の選定を行ったか
	36. 歩道構造はユニバーサルデザインに配慮した歩道構造になっているか
	37. 環境条件などに配慮した歩道舗装方法、素材となっているか
10) バス停・ 停車帯	38. 景観形成の目標像にあった路面デザインとなっているか
	39. バス停、停車帯としての識別性は確保されているか
	40. 歩道空間との連続性、一体感のあるバス停になっているか

	チェック項目
1 1) 駐輪施設	41. 歩道の有効幅員の狭窄を回避した駐輪施設の設置になっているか
	42. 交差点の景観的な位置付けに配慮したか
1 2) 交差点	43. 構造物の集約に配慮したか
	44. 道路付属物の設置の必要性や省略あるいは代替案などについて検討したか
1 3) 道路 付属物・ 占有物	45. 構造物の集約化、縮減に配慮したか
	46. 道路付属物の検討に際して、付属物全体の統一感の確保について配慮したか
	47. シンプルで機能的な付属物の形状としたか
	48. 道路占有物件の検討に際して、その必要性に配慮したか
	49. 電柱・電線類に対する景観的配慮を行ったか
	50. 配電箱などの地上機器に対する景観的配慮を行ったか
	51. 道路の性格に配慮した植栽形式と樹種の選定を行っているか
	52. 沿道の自然の緑の取り込みに配慮したか
	53. 道路植栽の必要性と導入の目的を検討したか
	54. 遠景の眺望や沿道風景に配慮したか
1 4) 道路植栽	55. 適正な雑草管理について検討したか
	56. 既存樹林、樹木などの保全や活用を検討したか
	57. 在来種の採用を検討したか
	58. 表土の活用を検討したか
	59. 使用樹種に見合った植栽基盤と植栽空間を確保しているか
	60. 道路植栽の機能性に配慮したか
1 5) 色彩	61. 都市景観の風格と秩序、潤いの創出に配慮したか (都市域)
	62. 構造物や付属物の色彩は、路線或いは地域ごとに、沿道特性や関連事業などを踏まえた統一したコンセプトに基づいて計画されているか
	63. 上位関連計画で決まっている色彩および周辺環境の色彩に調和した色彩となっているか
	64. 色彩の専門家などの意見を聞いたか (部分的にアクセントを設けたい場合)
1 6) 仮設工の 設計	65. 周辺の地形や動植物の生息環境などに配慮した作業ヤードの確保を行っているか
	66. 周辺の歴史的建造物などに配慮した作業ヤードの確保を行っているか
	67. 竣工後の後利用に配慮しているか
1 7) 設計全般	68. 設計方針と景観デザインの目標像 (計画方針も含む) との整合は図られているか
	69. 全体としての景観は整っているか
	70. 兼用工作物のデザイン (形状・素材・色彩) を確認しているか
	71. 占有者に守らせるデザイン (形状・素材・色彩) を整理しているか
	72. 施工に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか i : 設計方針 (設計コンセプト) ii : 施工にあたっての申し送り事項 iii : 施工に向けた維持管理にあたっての申し送り事項

景観チェックリストC

(施工段階・維持管理段階・災害復旧時)

施工段階

		チェック項目
18) 設計監理	1.	設計段階で整理した「施工段階で決定する内容と確認方法」について、具体的な確認時期について計画を立案したか
	2.	デザインの一貫性の保持に配慮したか
	3.	部材のおさまりなどに配慮した施工か
19) 仮設工	4.	周辺の地形や動植物の生息環境などに配慮した仮設工の確保を行っているか
	5.	周辺の歴史的建造物などに配慮した仮設工の確保を行っているか
	6.	竣工後の後利用に配慮しているか
20) 施工全般	7.	施工方針と景観デザインの目標像（計画方針、設計方針も含む）との整合は図られているか
	8.	施工段階のとりまとめ資料は作成したか
	9.	設計段階で作成した維持管理にあたっての申し送り事項を修正したか

維持管理段階

		チェック項目
21) 維持管理方法	1.	設計段階及び施工段階で作成した維持管理にあたっての申し送り事項を修正したか
	2.	道路の景観デザインの目標像を継承するための維持管理計画を作成しているか
	3.	設計段階で整理し占用物のデザイン配慮事項を確認して占用許可を行っているか
	4.	維持管理にあたっての申し送り事項を確認して維持管理を行っているか
22) 維持管理体制	5.	官民協働の道路景観維持管理体制が考えられているか
	6.	事業評価や改善のために市民や学識経験者などの協力体制が考えられているか

災害復旧時

		チェック項目
23) 災害復旧全般	1.	景観デザインの目標像と維持管理にあたっての申し送り事項を確認して災害復旧を行っているか

確認欄：◎ 確認し配慮済（地元市町村に確認済） ○ 確認し配慮済（事業担当課で確認済） △ 確認したが未配慮 × 未確認 — 対象外

景観チェックリストC (事業段階別)

公共建築事業編

構想・計画段階

チェック項目	
1) 配置計画	1. 立地の選定や敷地の確定にあたって、景観的な配慮を行ったか
	2. 敷地周辺の土地利用や地形に配慮した配置計画になっているか
	3. 敷地周辺からの見え方に配慮した配置計画になっているか
	4. 敷地内外のアプローチの仕方に配慮した配置計画になっているか
2) 建築計画	5. 街並みやスカイラインの保全に配慮した建築物の立面計画か
	6. アメニティ形成に配慮した外構計画か
3) 構想・計画全般	7. 計画方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか
	8. 建築物と接続道路等との一体整備や連携の進め方について検討したか
	9. 基本設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか

基本設計段階

チェック項目	
5) 配置計画	1. 施設の見え方に配慮した配置計画になっているか
	2. 敷地周辺からの見え方に配慮した施設形状になっているか
6) 建築設計	3. 施設の屋根や壁面の形態は、施設の印象や周辺の景観に調和したものとなっているか
	4. 施設の色彩・素材は、敷地周辺の景観との調和に配慮したものとなっているか
	5. 実施設計段階における、施設の色彩(具体的な色彩)の決定方法(対象、時期、決定方法)について整理しているか
7) 付帯施設及び設備設計	6. 設備や配管類(給水、雨水、汚水、電気など)は目立たないように検討したか
	7. 車庫・倉庫・供給処理施設などの配置・形態は、敷地の利用や規模に配慮されているか
	8. 電柱、電線類に対して景観的な配慮を行ったか
8) 外構設計	9. 外構や敷地困障(フェンス、塀など)に対し、景観的な配慮を行ったか
	10. 駐車場に対して景観的な配慮を行ったか
	11. 敷地の緑化は、植栽の持つ多様な機能に配慮したものであるか
9) 基本設計全般	12. サインやモニュメントなどは視認性や建築物との調和などに配慮したか
	13. 基本設計の設計方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか
	14. 全体としての景観は整っているか
	15. 兼用工作物のデザイン(形状、素材、色彩)を確認しているか
	16. 占有者に守らせるデザイン(形状、素材、色彩)を整理しているか
	17. 実施設計に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか i: 基本設計方針(設計コンセプト) ii: 実施設計に向けた施工にあたっての申し送り事項 iii: 実施設計に向けた維持管理にあたっての申し送り事項

景観チェックリストC (事業段階別)

公共建築事業編

実施設計段階

	チェック項目
10) 建築設計	1. 施設の色彩は、基本設計段階で整理した決定方法(対象、時期、確認方法)にしたがって検討しているか
11) 付帯施設及び設備設計	2. 付帯施設・設備・配管類(給水、雨水、汚水、電気など)の配置、形状、色彩は、建築物に調和したものになっているか
12) 外構設計	3. 整備コスト等の関係から、基本設計段階で整理していた外構設計から変更点がある場合、見直したか
13) 実施設計全般	4. 実施設計の設計方針と景観デザインの目標像との整合性は図られているか
	5. 全体としての景観は整っているか
	6. 兼用工作物のデザイン(形状、素材、色彩)を確認しているか
	7. 占有者に守らせるデザイン(形状、素材、色彩)を整理しているか
	8. 施工に向けた景観デザイン検討結果のとりまとめ資料は作成したか i: 実施設計方針(設計コンセプト) ii: 施工にあたっての申し送り事項 iii: 施工に向けた維持管理にあたっての申し送り事項

※基本設計が実施されなかった場合は、基本設計段階のチェックリストを併用する。

施工段階

	チェック項目
14) 設計監理	1. 設計段階で整理した「施工段階で決定する内容と確認方法」について、具体的な確認時期について計画を立案したか
	2. デザインの一貫性の保持に配慮したか
	3. 部材のおさまりなどに配慮した施工か
15) 仮設工	4. 周辺の地形や動植物の生息環境などに配慮した仮設工の確保を行っているか
	5. 周辺の歴史的建造物などに配慮した仮設工の確保を行っているか
	6. 竣工後の後利用に配慮しているか
16) 施工全般	7. 施工方針と景観デザインの目標像との整合は図られているか
	8. 設計段階で作成した維持管理にあたっての申し送り事項を修正したか

維持管理段階

	チェック項目
17) 維持管理方法	1. 設計段階及び施工段階で作成した維持管理にあたっての申し送り事項を修正したか
	2. 公共建築物の景観デザインの目標像を継承するための維持管理計画を作成しているのか
	3. 設計段階で整理した占有物のデザイン配慮事項を確認して占有物許可を行っているか
	4. 維持管理にあたっての申し送り事項を確認して維持管理を行っているか
18) 維持管理体制	5. 官民協働の建物の景観維持管理体制が継続されているか
	6. 事業評価や改善のために市民や学識経験者などとの協力体制がとられているか

災害復旧時

	チェック項目
19) 災害復旧全般	1. 景観デザインの目標像と維持管理にあたっての申し送り事項を確認して災害復旧を行っているか

景観検討体制（土木事務所等で景観検討を実施する場合）

景観検討の体制

（参考）

新規採択事業の流れとの関係

1. 「土木建築部調整会議」に諮る
2. 事業費予算要望(工事費等)
3. 実施設計等実施(新規採択年度)

○事業実施者（事業実施班長、担当者、計画調査班長等）

景観予算確保と景観検討実施

1. 前年度
 - ・一般検討事業と重点検討事業の区分について、「土木事務所等景観検討会議」に諮る。
 - ・次年度の景観検討の予算要望を行う。
2. 景観検討年度
 - ・景観検討のための業務発注、アドバイス会議を活用して景観検討実施

②景観アドバイス会議 （事業分野ごとに開催）

（構成メンバー例）

- ・技術総括(会議議長)
- ・事業実施班長
- ・関係班長、計画調査班長等
- ・本庁関係班長
- ・市町村景観担当課長
- ・関係機関担当者
- ・設計コンサルタント
- （事業景観アドバイザー）
- ・事業分野ごとの景観専門家
- （運営事務局）
- ・都市計画・モノレール課
- （オブザーバー）
- ・技術・建設業課

○関係機関

- ・市町村関係部署
- ・国関係部署
- ・県関係部署

○市町村景観審議会

一般検討事業

重点検討事業

①土木事務所等景観検討会議（随時）

所長、技術総括、計画調査班長等、事業実施班長、関係班長

景観検討区分の決定と景観検討実施

1. 前年度
 - ・一般検討事業と重点検討事業の区分を確認し、沖縄県景観評価委員会に諮る。
 - ・次年度の景観検討の予算要望を行う。
2. 景観検討年度
 - ・アドバイス会議を活用して、景観検討実施
 - ・重点検討事業は、都市計画・モノレール課に報告

（都市計画・モノレール課から
確認・助言の依頼）

重点検討事業

○事務局

（都市・モノ課景観形成班）

- ・景観検討区分の決定
- ・「沖縄県景観評価委員会」の開催
- ・景観アドバイス会議の開催
- ・景観評価システムの運営

③沖縄県景観評価委員会（年3回程度開催）

- ・学識経験者(景観)委員数名
- ・行政委員(沖縄総合事務局)
- ・建築都市統括監、土木整備統括監、都市・モノ課長、技術・建設業課長
- ・事業所管課長、関係課長、所管土木事務所長

1. 景観評価システムの運用・改訂
2. 景観検討区分の確認
3. 重点検討事業の景観評価実施
4. 景観検討の取り組み状況の把握 等

※本システム実施要領は、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」(平成21年4月改訂)を踏まえ、沖縄県土木建築部所管の公共事業における景観検討と景観評価を実施するための手順と体制を定めたものである。

景観検討の確認方法（専門家の知見の活用）

景観アドバイス会議の開催

または

意見聴取（ヒアリング方式）

	重点検討事業			一般検討事業
	沖縄県景観評価委員会対象	市町村審議会個別委員会等	左記以外	
景観検討の内容	CG等を用いて景観予測を行い、その結果を計画や設計に反映			必要に応じて、同左
専門家の意見聴取	必須			必要に応じて
意見聴取方法	A: 景観アドバイス会議		B: 意見聴取	AまたはB
景観評価委員会での取り扱い	確認・助言	一覧表形式で報告		必要に応じて一覧表形式で報告
会議等の運営者	都市計画・モノレール課	事業実施者（本庁所管課、事務所）	事業実施者（本庁所管課、事務所）	事業実施者（本庁所管課、事務所）



景観アドバイス会議での現地確認



模型を用いた景観アドバイス会議



会議方式での景観アドバイス会議



Web会議方式での景観アドバイス会議